

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年六月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

一 許可番号

令和元年十二月二十日

指令川建セ第〇一〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和二年六月二十二日

川建セ第〇一〇〇二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字日影二千六百二十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市児玉町蛭川千六十六番地二

暁運送株式会社 代表取締役 脊山知教